

## 第 37 号議案

負担付きの寄附の受納の件（（仮称）こどものための図書館）

次のとおり負担付きの寄附を受納する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

### 1 寄附を受ける財産

#### (1) 建物

所在地 神戸市中央区加納町 6 丁目（東遊園地内）

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て 1 棟

建築面積 約 600 平方メートル

延床面積 約 600 平方メートル

#### (2) 前号の建物に係る附帯設備

### 2 寄附者

大阪市北区豊崎 2 丁目 5 番 23 号

株式会社安藤忠雄建築研究所

代表取締役 安藤 忠雄

### 3 寄附の条件

(1) 本市は、第 1 項第 1 号の建物の全部に、子ども達が豊かな感性と創造力を育むことを目的とする公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）を設置する。

(2) 本市が、寄附の受納後、前号に規定する公の施設を設置することができなかつたときは、寄附者は、寄附に係る契約を解除することができる。

## 理 由

負担付きの寄附を受納するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 9 号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。